

第 16 節 北方領土隣接地域の安定振興

北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の 1 市 4 町。以下「隣接地域」という。）は、かつては北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島）と一体の社会経済圏を形成して発展した地域であるが、戦後は北方領土問題が未解決であることから、地域社会として望ましい発展が阻害されるという特殊な事情の下に置かれている。

また、北方領土から引揚げを余儀なくされた元住民が多く居住している隣接地域は、北方領土返還要求運動の発祥の地であると同時に、この運動の拠点として重要な地域である。

国の基本方針であり、国民の悲願である北方領土の返還を実現するためには、領土返還要求運動の一層の促進とともに、運動の拠点である隣接地域の活力の維持発展を図り、この地域を安定した地域社会として形成していくための施策を計画的、総合的に推進していくことが必要である。

このため、政府は、昭和 55 年に「北方領土隣接地域安定振興対策等関係省庁連絡会議」を設置し、関係行政機関相互間が緊密な連携を図りながら、隣接地域の活力の維持発展、地域の安定等に関する所要の施策を推進している。

また、昭和 58 年からは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）」（以下「北特法」という。）に基づき、隣接地域の振興及び住民の生活の安定等のための特別措置を講じている。

さらに、平成 21 年には北特法の改正が行われ、隣接地域の振興等の推進施策がより一層充実した。

北特法第 3 条の規定により主務大臣（内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣）が定める「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づき、北海道知事は、隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な大綱を示すものとして、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下「振興計画」という。）を策定（国土交通大臣が同意）することとされており、現在、平成 30 年度からの第 8 期振興計画に基づき、各般にわたる施策が総合的・計画的に推進されている。

<これまでの策定状況>

- ・ 第 1 期振興計画（昭和 58～62 年度）
- ・ 第 2 期振興計画（昭和 63～平成 4 年度）
- ・ 第 3 期振興計画（平成 5～9 年度）
- ・ 第 4 期振興計画（平成 10～14 年度）
- ・ 第 5 期振興計画（平成 15～19 年度）
- ・ 第 6 期振興計画（平成 20～24 年度）
- ・ 第 7 期振興計画（平成 25～29 年度）
- ・ 第 8 期振興計画（平成 30 年～令和 4 年度）

国土交通省は、この振興計画に基づく施策の推進を図るため、次のとおり地域振興対策に係る具体的

な支援施策を推進している。

■ 公共事業の補助率のかさ上げ措置（特別の助成：北特法第7条）

振興計画に基づいて隣接地域の市又は町が実施する道路、河川、下水道、住宅、都市公園等の補助事業に対し、補助率のかさ上げ措置が講じられている。

なお、平成21年の北特法改正により、補助率のかさ上げ措置の対象となる事業に、一般廃棄物の処理施設、消防施設及び水道の整備に関する事業が追加された。

■ 北方領土隣接地域振興等基金（北特法第10条）

隣接地域の市又は町が振興計画に基づき実施する単独事業の経費の一部を補助するため、北海道に「北方領土隣接地域振興等基金」（積立額100億円）を設置している。

この基金を財源として、隣接地域の振興及び住民の生活の安定事業、北方領土問題についての世論の啓発事業、元島民の援護等に関する事業が行われている。

■ 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金

振興計画に基づく諸施策のより一層の推進を図るため、平成16年に創設したもので、隣接地域の市又は町が魅力ある地域社会の形成のため実施する以下の事業の経費の一部を補助している。

① 活力ある地域経済の展開に向けた取組

農水産物の需要拡大及び農水産物の付加価値向上に資する事業

- ・ 農水産物消費拡大推進事業、農水産物高付加価値化推進事業

② 地域の資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組

北方領土の交流拠点の整備及び地域の魅力を活用した広域周遊観光ルートづくりのための環境整備に資する事業

- ・ 四島交流拠点活力向上事業、周遊観光地域づくり事業、周遊観光情報整備事業

③ ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成に向けた取組

地域の医療を支える遠隔医療及び救急医療に資する事業

- ・ 遠隔医療支援事業、救急医療用ヘリコプター臨時離着陸場設備整備事業

④ 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成に向けた取組

地域の地震・津波防災対策の推進に資する事業

- ・ 地域地震・津波防災力向上支援事業

北方領土隣接地域の面積及び人口

区 分	面積 (km ²)	人口 (人)
根 室 市	506.25	26,399
別 海 町	1319.63	15,377
中標津町	684.87	23,661

標津町	624.49	5,375
羅臼町	397.72	5,231
根室管内	3,533.16	76,043

(注) 面積は平成30年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より。なお、根室市の面積には歯舞群島(94.84km²)を含む。人口は住民基本台帳(平成30年1月1日)より。